

参議院社会労働委員会会議録第十六号

昭和三十九年三月二十六日(木曜日)

午前十時四十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 強君
理事 高野 一夫君
藤田 藤太郎君
柳岡 秋夫君

委員

加藤 武徳君
紅露 みつ君
佐藤 芳男君
徳永 正利君
丸茂 重貞君
山下 春江君
横山 フク君
阿貝 根 登君
杉山 善太郎君
小平 芳平君
村尾 重雄君
林 塩君

衆議院議員

修正案提出者

西岡 武夫君

国務大臣

労働大臣

大橋 武夫君

政府委員

労働大臣官房長

和田 勝美君

労働省労働局長

三治 重信君

労働省労働基準局長

村上 茂利君

労働省労働基準局労働補償部長

石黒 拓爾君

労働省職業安定局長

有馬 元治君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

本日の会議に付した案件

○労働保険審査官及び労働保険審査会
法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○労働問題に関する調査
(港湾労働者問題に関する件)

○委員長(鈴木強君) ただいまより開
会いたします。

労働保険審査官及び労働保険審査会
法の一部を改正する法律案を議題とい
たします。

まず、本法律案中、衆議院の修正に
かかる部分についての説明を、修正案
提出者衆議院議員西岡武夫君より聴取
いたします。

○衆議院議員(西岡武夫君) すでにお
手元に配付してあります件につきまし
て、衆議院の修正にかかる部分につい
て、簡単に御説明申し上げます。

再審査請求事件等の取り扱いについ
て、委員三人をもって構成する合議体
によるものと、委員全員をもって構成
する合議体によるものとの区分を明確
にすることとしたのであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申
し上げる次第であります。

○委員長(鈴木強君) それでは、前回
に引き続いて質疑を行ないます。質疑
のある方は、どうぞ順次御発言を願ひ
ます。

○柳岡秋夫君 今回の一部改正の趣旨
が、提案説明の中にもありますよう
に、案件の迅速、かつ、適正な処理を

はかるためだと、こういうことになっ
ております。したがって、現在の案件
の処理状況について、現在やられてお
るのが、こうした迅速、かつ、適正な
処理がはかられていないということに
裏を返せばなるのではないかと、こうい
うふうに思います。また、現実には
確かに一年ぐらいいき延ばされてお
る、こういうような現状も見受けられ
るわけですが、この現状につい
てお伺いをしたいと思います。

○政府委員(和田勝美君) 労働保険審
査会は、審査会が発足いたしました。以
来、全部で二千件以上の請求を受け
て、審査をそれぞれ慎重に、かつ、公
正に行なっておられるわけございま
すが、審査請求は、最近の年平均は大
体二百六、七十件というところでござ
います。それに対して、三人の委員
で審査会を構成しておやりになってお
りまして、実は毎日出て審査のための
調査、調書の作成、それから審理、あ
るいは鑑定人に鑑定を求める仕事、そ
ういうようなこと、あるいは利害関係
人、それから原行政処分庁の意見を聞
くという御努力をなさいます。大
体、大体処理件数が年間の処理件数程
度にたまたまのところとどまってお
るわけでございます。持ち越し件数がご
ざいますので、いまのところから申し
ますと、請求件数と持ち越し件数がお
おむね処理件数の倍になっておる、こ
ういうような状況でございます。その
ために、一件の平均の所要期間を見て
みますと、最近では十三カ月ぐら
いを要しておるわけでございます。これ

は現在の一つの合議体としておやりに
なるのでは、他の社会保険審査会等の
例から見ても、一つの限度にきてお
る。公正的確にやらなければならぬ
ということになります。年間の処理
件数としてはこの程度が限度であろ
う、そういうわけでございしますが、そ
うしますと十三カ月もかかることにな
りますので、審査の請求をしておられ
る労働者側の方のことを考えますと、
これをさらに迅速に処理できる体制を
つくる必要があるであろう、こういう
のが今度三人の増員をお願いいたしま
して、小法廷的なものをつくりまし
て、当面これは審査会でおきめになる
ことではございますが、大体二つくら
いの小法廷をおつくりになって審査を
進めていただきますれば相当の能力が
あがる、そういう意味で、慎重な審査
とともに、迅速な処理もできるように
なる、かように考えておるわけでござ
います。

○柳岡秋夫君 十三カ月ぐらいう要する
というところでございますが、これは単
に審査官が数が少ないということだけ
ではないんじゃないか。この審査会が
それぞれの労働保険、あるいは失業保
険、あるいは炭鉱離職者関係、そうい
うことで管轄がみな違うですね。した
がって、それをまとめるために大臣官
房という中にこの審査会が置かれてい
るようでございますが、大臣官房の中
で、この審査会の事務局が、どちらか
という、大臣官房の中の主要な仕事
として扱われていない。いわゆる大臣
官房の中にあっても、一部の仕事とし

て、何といえますか、十分官房長が指
導監督をして、そして仕事を運営して
いくというような態勢ができていない
んじゃないかと、こういうふうにも私
は考えるのです。と申しますのは、今
回三人から六人に審査官をふやしたわ
けでございますけれども、それでは一
体それに対応する事務局の態勢とい
うものがどういふふうに計画されてお
られるのか、そういう点が予算上見ま
しても、職員の増員ということも明ら
かにされておらないし、したがって、
単に審査官をふやしただけでは迅速な
案件の処理ということとは私は期せられ
ないんじゃないか、もっと全体的な態
勢の強化ということが必要ではないか
というふうに思うのですが、そういう
点、事務局態勢について全般的にどう
いうふうな計画をお持ちでございま
すか、お伺いしたい。

○政府委員(和田勝美君) 審査会の機
能をいたしましては、法律上はどこま
でも委員が主体になって審査の事務を
お進めになる、こういう形になってお
るわけでございます。これは第一審と
申しますか、最初の請求が審査官とい
う独任制の公務員に対して行なわれま
すので、その第二審としては慎重にや
らなければならぬということもござ
いますので、審査会方式で行なわれて
おります関係上、審理自体につきまし
ては委員が御担当になる、こういう構
成になっておるわけでございます。し
たがいまして、審理に關します審問と
か立ち入り検査とか、こういうものは
庶務を担当します職員には委任をする

ことができない、こういう状態でござい
ます。そういうことからいたしまして、委員の皆さまにたいへん御苦勞をおかけいたしておりますので、委員の増員を今回お願いを申し上げたいというところでございますが、事務局といたしましては、法律の三十七条にござい
ますように、委員会の庶務をつかさどるといふことになっておりまして、それ以外では施行令の三十条と三十一
条の規定がございまして、職員がやり
ます仕事は、審理のための処分等の口頭による申し出があった場合の聞き取り書の作成、あるいは審理関係では、わずかに審理期日の調査の作成と、こういうほんとうの庶務の担当をいたして
いるにすぎない状態になっておりま
す。したがって、職員の増員とい
う問題が現在の迅速処理ということに
かかっておりますよりは、審理それ自
体を担当されます委員の方の増員のほ
うがまず先に立つものではないか、か
ように考えて今度の提案を申し上げた
わけでございまして、今後といたしま
しては、この委員増員後の審査会の具
体的な動きを見まして、将来の問題とし
ては、委員の権限の一部を職員に委任
するといふようなことも考えなければ
ならないかどうか、こういうようなこ
とにつきましては、今後の審理の状態
を見た上で検討させていただきたい、
こういうふうに考えております。職
員の増員というのを直ちに考えるよ
り、委員の増員のほうが先ではないか
と思ひます。

なお、大臣官房で担当することに
いたしておりますが、労働省の訓令によ
りまして審査会の事務局というものを
設置をいたしまして、現在は定員が十

四名でその事務を担当いたしてござ
います。私もまあ大臣官房の者でござ
いまして、決してこの事務室の運営につ
いて放置をいたしてはいるわけではござ
いせんが、審査会の事務局でござい
ますので、審査会のほうの御指示に
従つて職員の諸君がそれぞれ職務に精
励しておつてくれますので、十分信頼
をいたしておるようなわけございま
す。

○柳岡秋夫君 私どもも、この三人の
審査官を六人に増員をするといふその
こと自体に別に異議を持つてゐるわけ
じゃないのですが、先ほど官房長が言
われましたように、六人にして、いま
まで三人でやつておつたものを、今後
は二つぐらゐの小委員会を設けてやれ
ばいいまでの倍の審査ができるよ
うになるのじゃないか、こういうふうにな
りますれば、いままで十四人の職員で
一つの小委員会的な三人の審理の事務
をやつてきたのを、今度は二つの小委
員会の事務をいままでどおり十四名の
職員でやるといふことになれば、十四
名の職員の労働過重になる。事務の処
理についても倍に数量がふえて、非常
に定員的に私は不足を來たすのではな
いかといふふうに思ふのです。です
から、そういうふうな審査官がふえて審
査の事務が促進をされれば、それに付
随する庶務的な、いまいわけの官房長
が言われたような仕事は当然ふえるわ
けでございまして、それに見合うや
はり事務局態勢といふものを私はつく
らなければ審理の迅速な処理はできな
い、こういうふうに考えてゐるわけ
ですが、そういう点はどうか。

○政府委員(和田勝美君) まことに御
理解ある御質問をいただきました。おそ
れ入つております。確かに二つの合議
体ができまして、それだけ迅速に処理
が出来ますので、從來二百五、六十件
の処理をしたものがさらにふえること
はもう言うまでもないものであります。
私どもの予定としましては、審査の件
数が三分の一以上ふえるだらうと思つ
ておりますが、そういう点からいたし
まして、いま御指摘のありましたよう
な点を、十分私ども審査の実際の上
において、事務局に特に無理のからな
いような配慮を今後いたさなければな
らぬと、かように考えております。

○柳岡秋夫君 私は、労働省のその官
房における仕事の内容ですが、そのい
う点はまだ詳しくは存じておらないの
ですが、こういう非常に労働者にとつ
て重要な問題を処理するものが官房と
いふ一部局の中に置かれてゐるとい
うこと自体が、私は若干問題があるん
じゃないか。できれば、こういうのは
一つの独立した事務局をつくつて、そ
うしてこの迅速にして適正な処理の案
件のために十分な仕事ができるような
労働省内における一つの組織の改変をす
べきではないかと、こういうことも考
えておるわけでございまして、大臣官
房の中に置くといふのではなくて、独
立した事務局をつくる、こういう考
へはございせんか。これは社会保険審
査会の事務局についてもやはり私は同
様のことが言えるのではないかと思
うのですが、こういう点について大臣の
ひとつ御見解をお伺ひしたい。

○国務大臣(大橋武夫君) いろいろ役
所の機構につきまして御理解のある御
意見を承つておるのでございまして。な
るほど、一応理論的には、確かに柳岡
委員の言われるとおりだと思ふのでご
ざいます。しかし、役所にはいろいろ
のしきたり、習慣——必ずしもよい意
味ばかりのものとは存じませんが、そ
ういったものもございまして、かりに
独立の事務局、人員にして事務局が十
数名、そして審査官が数名というよう
なその事務局を、かりに独立して置き
ますといふと、この役所は非常に小さ
な役所になります。しかし、独立の役
所でありまして以上は、受付から会計か
ら宿直から、何からかまでやはり人
を置かなければならぬ。置くこと自
体は人ささふやせばいいのであります
が、そうしますと、またいろいろな
事務的な面になりますと、予算の配賦
を受けるとか、経理の執行、そういう
ようなことになりますと、一々こまか
い事務にまで本省の官房に連絡し、大
臣、次官の決裁を受けるというよう
なことになる事柄もあるわけでござい
まして、これらの実際の事務の運営の面
から申しますと、やはり大臣、次官に
直屬しておられます官房の中
に事務局が便宜存在するといふこと
が、かえつて事務の簡捷であり、ま
た、いろいろ審査会の仕事を運ぶ上
におきましても便宜であるといふのが実
情だと思ふのでございまして。したが
つて、各省にも類似の機構がございま
するが、いずれも大臣官房において処理
するといふようなしきたりになつてお
るようでございまして。私は、理論的に
は別といたしまして、実情といたしま
してはこれで差しかえないし、ま
た、かえつて事務の迅速な処理ができ
るのではなからうか、こういうふう
に思つておるわけでございまして。今後
事務もいろいろふえてまいりましょ
う、したがつて、また、人員もそれに
応じてふやしていくといふようなこと
に相なりますならば、必ずしも現在
の機構をいつまでも維持しなければな
らぬといふことではございせんが、
実情に即しまして適宜勘案してまい
りたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 いま柳岡委員の議論
されることは非常に大事なことだと私
は思ふのです。そこで、この法律に基
づいて見ますと、会長は、会務を総理
し、審査会を代表する。といふこと
で、この審査会そのものはどうい
う性格を持つてゐるのかといふこと
です。これは単なる諮問機関なのか、行
政委員会的性質を持つて、みずからの
権限で行なうことになつてゐるのかど
うかといふことが一つです。

それから、何といつても、審査を決
定したら、労働大臣の直轄にあること
は、これは労働省の行政の中の一つで
あることは事実ですけれども、そうい
うことになつてきて、特にこれは独立
した性格でものごとを行なう形ではな
ければ私はいけなないのではないかと、こ
ういふぐあいに思ふのですが、そのこ
ろの性格をどういふぐあいに……。

○政府委員(和田勝美君) この審査会
の性格は、行政事件に対する不服処
理、異議の申し立てに対する処理を専
権的にこの審査会といたしましては行
ないまして、他の一切の支配を受けな
いといふ行政機関でございまして。し
たが、いま、いわゆる諮問機関とかそ
ういふものではございせんが、審査
会の決定がございすれば、その事案
に対する行政機関としては最終的な決
定になるわけでございまして、大臣か
らは完全に独立したそういう職權行使
を行なうことになつております。

○藤田藤太郎君　そうすると、審査会が決定すれば、大臣はこれに意見を差しさむことはないわけでございますか。

○政府委員(和田勝美君)　さようでございます。

○藤田藤太郎君　そういう独立した権限を持って、全くもって行政を独立してやるという機関であるとするれば、私は、労働省の行政のその一部で事務を行なうことはおかしいと思うのです。だから、全体的な労働大臣の統轄は受けましても、やっている案件審議そのものは、私は法律に基づいて独立して事を行なうということではなければいけません。労働省の官房における一部の職員が片手間であつておるといふようなことじゃ、この審査会の意義というものはまるっきりない、私はそう思う。それを労働省はどう考へておるか。

○政府委員(和田勝美君)　審査会は、先生すでに御承知のとおり、現行法の二十九条によりまして「委員は、独立してその職務を行う」ということで、はっきり委員の仕事についての保証がございます。そして労働省の職員が行ないますのは、同じく三十七条で、「審査会の庶務は、労働大臣官房で処理する」ということで、先ほど柳岡委員の御質問にお答えいたしましたように、純然たる庶務事項だけを職員が行なうわけでありまして、審議それ自体は職員が関与いたさないのでございます。そういうことからいまして、独立機能を営みます審査会の機能は、職員が大臣官房の職員であることによつてその独立性を阻害されないじやないかというのを私どものここに考へておる考へ方でございます。な

お、職員につきましては、この庶務を担当いたします職員は、ほかの仕事は実はやっておるわけではございませんで、先ほど申しました十四名は、専任的にこの庶務の仕事を担当しておる。ほかの、たとえば総務課の仕事をやつて、片手間審査会の庶務をやつて、こういうことにはなっておりません。

○藤田藤太郎君　どうもその辺が私はおかしいと思うのです。これはまあ改正事項には出ていないのですが、やはりこの際三人を六人にふやして、この事務のたまたやつを減らそうというのでありますから、そこあたりもやはり明確に——これは具体的に言えば設置法の改正ということに当たるか知らないけれども、そういう点はやはり具体的になければこの問題は解決しないのじやないか。いま官房長の言うように、庶務は行なう、審査は関係しない、当然のこと、そんなことは委員の権限、責任、義務で任命されておるのですから、庶務とは何ぞや、調査、それから一切の事務は庶務という概念に入つて、事務局が協力しているということになるわけですか。たとえば中央労働委員会が行政委員会として、みずから権限によつて行なうということでは事務局を独立させて、中央労働委員会の事務局員というものは労働省の行政職員でありますけれども、労働省の他の分野の中の職員じやない。中央労働委員会という、その会長と委員の職尾に付して仕事をするという独立体制にあるわけですね。その職員に対して、労働省が、事務の仕事やその庶務の仕事についてとやかく言えるような存在ではないわけですか。それだけ

ば行政委員会の意味はない。だから、身分そのものの関係において労働省の職員として派遣されるというかつこうになることも、これは私はこの間までは問題を提起したことはありません。しかし、この労働委員会の職員のよう

に、会長の統轄によつてこの審査会が、より意義あらしめるためにその自分の職務というものは集中されなければならぬ。それなら会長の監督のもとに職員が動くという態勢をとらなければ、そうして、また、中央労働委員会のように事務局を置いて云々というように、明確にその仕事の分野を独立体制にしておかないと、私はやはり問題があると思ふんです。といひますのは、三人が六人になつて、この委員が独立した権限と権利義務において仕事をします。ところが、職員は官房長の命令によつて自由に事務を扱うということとは、審査会の大抵といつたらちよつと悪いんですけれども、相当な分野を事務局が扱うわけですから、これに他の命令を差しはさむ、労働大臣や直接の長である官房長が指示、意見その他を差しはさむ余地があるようになつて、この場合は独立性を阻害しているという点は私も思ふんです。だから、そういう点はもっと明らかにしなければいかぬじやないか、私はこう思う。その点もう一度。

○政府委員(和田勝美君)　審査会の独立性の保障という点につきましては、私どももきつめて重要なことと思ひます。そういう意味からいましては、十分事務室の運営につきましまして、私どもが特別にとやかく言うようなことは全くいままでのところないということでございます。先生がいま御引用に

なりました中央労働委員会でございすが、実は中労委のほうはどこまでもこれは独立して行ないますが、職員の扱い方について、法律上ちよつと審査会と違つた内容になっております。と申しますのは、組合法の二十二条によ

りまして労働委員会の強制権限を書いておりますが、そのときに調査——関係工場事業場に対する臨検とか、業務の状況もしくは帳簿書類その他の物件の検査というふうなことは、実は職員が委員と同じ権限を持っております。中労委の場合におきましては、中労委の職員は、そういう意味では非常に強い権限を持っております。単に委員会の庶務を扱うということだけでは

ないわけでございます。これは向こうの案件の性質上そういうことになりまして、審査会が、それに対して審査会のほうには、先ほどお答えを申し上げましたように、もつぱら庶務を扱うという法律上の規定になつておりました。委員と同じような権限行使をいたさない。そういう点からいまして、いまのところ、先ほど大臣がお答え申し上げましたような意味合いにおきまして、大臣官房で庶務を扱うということになつておりますが、今後審査会の実際に動いてまいりますと、上で、やはり職員にも調査権限というものを付与しなければならぬ、単に委員の増員とか何とかということではなくて、職員にもそういうものを与えなければならぬというふうなことになるてまいりますれば、それはまた非常に強い権限を職員として持つてまいりますので、単に大臣官房の職員が庶務をつかさどるということではおさまらないのではないかと思います。こ

う点については、審査会の処理をおやりになります実態を見ながら、今後の問題として私どもも十分検討させていただきますたいと思ひます。

○藤田藤太郎君　いや、私はむしろその点を問題にしたいわけですが。この審査会は、たとえば失業保険、労働災害ですね、労働関係における関係のもの一切を審査して決定をする、非常に私は大きな権限だと思ふのです。たとえば労働にかつた人の現地調査をして状態を調べない限り、結論は出せないものだと思う。それをあなたおっしゃる通りに、これは庶務だけなんだ、いままで三人だったので、能率があがらなかつたので六人にされることはいふことだけれども、私は、その職員の立場からいって、それは委員のやることだから、言われるとおりのものを書いたらいひの、命令によつてどこどこと、これとこれと調べていひという、そんな権限も行く義務もありませんというのでは審査会は回転しないと思ふのです。実際上は、職員をして、このA、B、Cの案件について、委員が行けないから、かくかくのものを調べていひ、決定権は委員にありますけれども、そういうことはいまの中労委規則の検査の事項と具体的には同じことをやつてゐる。やらなければ意味のないです。こういう審査会の事務機構なんというものの、事務員というものは意味がないものだと思う。あなたのおっしゃる通りに、庶務庶務といつて、庶務だけで処理して何のこともないというなら、私は事務局なんというものはあつてもなくてもいいと思ふ。そんなことではないと思ふ。私は事務局というものに権限があるとは言ひません

よ、権限があつたら委員会はおかしなものになつてしまふのですから。しかし、審査会の命を受けて、会長の命を受けて、委員の命を受けて、その審議案件事項が、より迅速に、より有効に決定されるために手足になつて働く任務を私は事務局が持たなければならぬ。そういうことになる、独立の管轄の審査会であり、独立した権限がある審査会が手足に持つてゐる事務局が、他の命令でも動かせるという職員が庶務事項だけを扱うということでは、私は意味ないと思う。これは言うてみるだけの話にすぎないと思う。そんなものなら、審査会というものは、これは存在価値そのものがおかしくなつてくる。もつと有効に、会長と委員の命によつて職員というものは手足になつて働くということでは意味がないと私は思うのです。これは昭和三十一年にできてから今日まで議論しなかつたことも、われわれの責任は感じますけれども、この際、やっぱりこの問題は浮き彫りにして、審査会がもうたくさんの中小企業、退職金の問題等も含めて、その労働省の關係する法律事項に基つた案件をここでばさばさ片づけていこうというのでしよう。そんなものを六人八人でもとて、事務局は庶務だからといって何の手足にもならないか、記録係のような事務局なら、審査会というものはとても活動できぬ、私はそう思う。だから、この際、事務局というものを、それから審査会というものを、審査会が独立した権限を行なうなら、これに伴うような事務局をつくる、このことを私はやっぱり明確にしておいてもらわなければいけないのじゃないか。これは

この法律事項の中にも一つ出てきますね。事務局を置いて云々というものが出てきますね。それからもう一つは、労働省の設置法の中にも、一つ出てきますね。だから、そういうやつぱり処置をお考えになつたほうが、より具体的でいいのではないかと、私はそう思うのです。機構が小さいとか大きいとかという問題じゃないと思う。これから社会保険とか、社会保険的な苦情処理の問題は幾らでも私は出てくると思う。いま厚生年金——厚生年金は關係ありませんけれども、だんだんとふえて千七百万も千八百万も——日本の産業労働力の中の人口比率から見ても、雇労働者の比率が二千七百万くらいになりましよう。これは全体の産業労働力の中の雇労働者の比率というものは、やはり外国の例をみても、七五から八〇くらいになつてゐる。非常に重要な役割をこの審査会は持つてゐる。ですから、六人八人でもいかに、今度十人になつて、十五人になつて、すといふことに私はならざるを得ぬ性格をこの委員会は持つてゐる。その意味で、私は、ふやして事務を迅速にやることは賛成でございます。だから、それをやるように、ひとつ事務局というか、委員会自身がやるようにしてもらひたい。これはひとつお考えをいただかなければ困るのじゃないか。この今度の出てゐる資料にはありませんけれども、そういうことを生かしてもらわなければ私はいけないのじゃないかと思ふのです。

○国務大臣(大橋武夫君) 先ほど柳岡委員の質問にもお答え申し上げましたごとく、藤田委員の御意見については、まことにごもつとも存じます。しかし、実は御承知のように、この種の審査会の庶務を扱う事務局の問題につきましては、各省にいろいろ類似の審査会もございます。それらについての現在のおよその型ができておるわけでございます。ただいまの御意見は、その現在の型を打破することが事務の能率的の処理をはかるゆゑんではないかという御意見でございますが、私も確かにそういう点も考えられると、かように存するのでございますが、御承知のとおり、この問題につきましては、他の法令との關係もござりまするし、また、各省のそれぞれの關係で、予算上の取り扱いにつきましても、一応定まった形がござりまするもので、これらのことを考えますと、予算との関連等、労働省だけで結論を出しても、それによつて直ちに処理するといふこともできない性質でござりまするもので、十分に労働省といたしましては關係各省と打ち合わせまして、予算等の面についても大蔵省あたりと相談し、その上で政府全体として結論を出したようにいたしたいと存するのでござりまする。したがつて、この法案の御審議にあたりましては、この問題と一応切り離して、私どもの宿題として今後研究を続けさせていただくというふうにお願ひをしたいと思います。

○藤田藤太郎君 私、大臣がいまおっしゃるお気持ちにはわかると思うのです。宿題としてこの問題を処理したい、こうおっしゃるわけですが、私は、本来の姿というものを浮き彫りにしたほうがよいと思うのです。ここで労働省に云々の議論をするのじゃなく、この審査会がほんとうに有効適切に活動できるような姿にしたほうがよい、私はこういう立場をとるわけなんです。ですから、各省の關係というものを考えられることも研究されることも私はけっこうだと思ひます。しかし、このような独立した権限を行なう官庁の指示を事務局が受けるようなかっこうでなしに、いまの日本が民主主義的な機構の中で、国民生活向上といふますか、社会規正をはかつていこうという趣旨から言へば、少しそこるところはそぐわないと私は思うのであります。ですから、もつと具体的に掘り下げて言へば、いま大臣のお気持ちとをたよへば、むづかしいにしても、その基本的な考え方は御理解をいただきたい、最も早い機会にこの問題の処理をする、こういう約束をここで、次の国会なら国会にこのやうな問題をひとつ——各省の關係というものはよくはまりないと思うが、だから、それを約束していただきますれば、私は、この問題をこれ以上は申し上げませんけれども、やっぱりこういうやうな性格のものには明確にしておかないと、労働省自身もお困りになるし、また、国民も要らないところに疑念を持つやうなことで、お困りになる。われわれも、これを審議した以上、このことは何だと言われても返事のしようがないというところ、追ひ込まれる、私はそう思う。ですから、やはり法律で独立した権限を持つて行なうというならば、その事務局というものは独立した、その会長の命令や、委員会の命令に手足となつて働くということが明確にならなければ、こういう審査会の意義というものは、もう何分の一減になつてしまふと

思う。そこあたりを明確にしたいだければ、私はこれ以上追及いたしません。いたしません、本来の姿にしてみたいといふことです。労働大臣にこの行政上の問題についていろいろ御意見があるといふことであれば、委員会に堂々と申し上げられたらいいと私は思ふ。その行政の問題は委員会の運営の中で大いにできるし、問題の摘出のしかたや法律の悪い点は、法律を変えられることも大臣の實際権限でござりまするから、そういうことはできるけれども、少なくとも審査会に問題の案件をかけて、それで独立した権限で行なうというたてまをとる以上は、私は、その点手直しをきちつとしておかなければ問題が残る。そうでなければ、その疑いが起きて、要らぬところで問題が起きて、こういう気がいたします。そういうふうには私は思つてゐる。だから、その点を、單にこれは希望事項とか何とかといふことではなないと思う。われわれのこの問題を審議する責任もあるし、労働省は行政をやられる国民、労働者相手の責任もありますから、そのところは明確にひとつ設置法とこの法律の關係は、委員会や会長の命令を統括すると法律にも書いてあるから、手足になつて働く事務局を独立したものをつくつてもいいといふことをひとつお約束をお願いしたい。

○国務大臣(大橋武夫君) 必ず次の国会でこの事務局を独立させるという約束をここで申し上げるわけにはまいりません。といふのは、先ほど来申し上げましたごとく、予算その他の關係もござりまするで、労働省だけで単独に政府としての態度を決定するわけ

にいかないからでございます。しかし、先ほど来申し上げましたごとく、御趣意のあるところはよく承りまして、また、その御趣意はまことにごもつとであると存じますので、今後その線に沿って各省と打ち合わせをいたしまして、各省の打ち合わせの上で、差しつかえがないという結論になりましたならば、できるだけ早い機会にそのように収めるようにいたしますと存じます。

○藤田藤太郎君 いま大臣の理由の冒頭に、予算の關係と、こうおっしゃったわけです。しかし、私は、予算の關係は出ないと思う。私たちが何人いなければならぬとかなんとかというのなら、予算の關係というものは出てくるわけだけれども、いまの事務局機構の人員でいいのか悪いのか、足らないのかどうかというところは、機械的にわれわれがここで議論を述べる問題ではないと思う。それは実際に委員会が運営できる人員が何人なのかどうかというところは、いろいろ皆さん方の歴史的経験の中から出てくるので、そこで初めて予算の關係が出てくる問題だと思ふのです。だから、予算の關係ではないに、ものの考え方を私は聞いているわけです。十四人いまおいでになつてそれでいいのか悪いのか、私はよう判断を下しません、ここで足らぬとか多いとか。だから、そういう問題が理由の第一ではないか。独立して権限を行なうその委員会の手足になつて働くという機構を明らかにしてもらいたいというところなんでありませう。だから、そこそこはひとつ大臣も明確にこのような問題が他にもあるとおっしゃ

いました、その点の打ち合わせや研究をされることは、それは私は何ともそのことについては問題を提起いたしません、ものの考え方として、そうでなければ審査会の独立性というものが、もうあなた方労働省としては失われてないとおっしゃつても、私から失われている。何分の一かに失われているという、そういう疑念を持たすような機構は置いておくべきではないというのが私の主張でございます。できれば、独立して権限を行なうなら、独立して権限を行なうということを明確に名実ともに、形も実質ともに伴うというところへいつてももらいたい、この考え方を聞きしていただくわけです。

○國務大臣(大橋武夫君) 先ほど来、私の申し上げましたことは、御趣旨はよくわかりましたし、その御趣旨につきましては同感であるということをお聞き上げたのでございます。ただ、それはすぐこの席で、来年からでもそれを改正する法律案を出すかという点でございますが、それは労働省としては、御趣旨はごもつと存じますので、できればそうしたいと思ふけれども、大蔵省、あるいは行政管理局、その他この行政機構の改変にあたりましては、他省とも相談を要しまするので、それらの点に当たつた上でないとはいけません。お答えはできません。しかし、労働省としては、まことにごもつとでございます。その中で、それに向かつて努力をいたしますと、こういう趣旨でございますから、御了承いただききたいと思います。

○柳岡秋夫君 いままで御答弁によりまして、この審査会が独立した権限を持つて運営をしているということについてはおわかりましたのでございますが、私、大臣官房の中にこれがあるというやうな、その形の上から考えると、何かやはり独立した権限が、大臣なり官房長あたりの労働省の考えがその中に入る懸念が出てくると思う。こういう疑問を私たちとしては持つことにならざるを得ない。そこで、いままで御質問申し上げておつたのですが、そうしますと、独立した権限を持つて、自主的に審査会が運営をしているということになれば、自主的にやっていると、業務の増加に伴つての職員の問題、あるいはその他の事務処理にあつた経費の問題等について、会長なら会長が予算の要求をしたという場合、その予算要求に対し、一体労働省はどういう形でその要求を取り上げ、そして大蔵省との折衝もやつておられるのか。これは、労働省がいわゆる官房なら官房として、官房内におけるその他の課でつか、その他の課と同じような立場で考へて、この審査会のいわゆる独立性というものを阻害するやうな面があるのかないのか、その辺をひとつ。ほんとうに名実ともに審査会の独立性というものを尊重するのかがどうか、その辺をひとつお伺いしたい。

○政府委員(和田勝美君) 予算等につきましては、組織令の關係で、形は官房の総務課がこれの庶務をつかさどつております。しかし、先ほど申し上げましたように、十四人の職員が専任で事務室をつくりまして、その事務室は、大臣訓令で出ておりますが、事務室をつくらせてやつておられるわけでありませう。審査会の会長以下の委員の方方と事務室の者が十分相談をいたしまして

予算を編成をいたしております。それに対して会計課長が、省全体の立場でいろいろな事務的な調整はいたしますが、実質的なものを特に切るとか、あるいは独立制を阻害するやうな意味で予算を会計課長調整でなくする、こういうやうなことは、実は設置以来一回もございませぬ。その点につきまして、これは審査会の委員の皆さんも十分御理解をいただいております。最終的に予算案がきまります場合には、もちろん会長及び委員にも御同意を願つて労働省としてはとりまどめをしていくやうなわけでございます。で、予算的な面から審査会の独立を侵害するやうな例は、現在までのところは全くございませぬから、御了承いただきたいと思ひます。

○柳岡秋夫君 最後に要望を申し上げておきたいと思ひますが、いづれにしても、これは非常に労働者の利益にとりましては重要な案件を処理する機関でございますから、ひとつ十分案件の処理にあつては、先ほど官房長のほうから、一応の今後の運営の方針と申しますか、お考えをお聞きしたわけでございますが、しかし、先ほど申し上げましたように、非常に十三カ月ぐらゐの期日を要しておるといふやうなことで、今回のこの増員にあつて、一その事務の処理が迅速に適當にされるやうに、十分な御配慮をぜひお願いをしたいということが一つでございます。それから、もう一つは、先ほど藤田委員も申されましたやうに、やはり自主的な審査会の権限が行使できますやうに、審査会の独立性というものはあ

くまでも保つて、そして十分な審査ができるやうな態勢をつくつていただきたい、こういうふうに思ひます。以上で質問を終わります。

○藤田藤太郎君 そこで、お尋ねをしておきたいことは、委員の皆さんの現状なんでございます。これは、私ちょっと席をはずしてしまつたから、どうも質疑があつたかどうかわかりませんけれども、質疑があつた点なら、もうあつたということを明らかにしてもらへばいいわけでありませうが、その委員はいま三人でありますけれども、今度の勤務状態はどういうことになつておるのか、たとえば非常勤か常勤か、そして、非常勤ならばどういう状態で、常勤ならばどういう状態で勤務をされておるのか、そこらのところをひとつお聞かせしていただきたいと思ひます。

○政府委員(和田勝美君) 委員は常勤でございます。常勤でございます。現在どんなことをたゞいまおやりになつておられるかということをお伺いすると、御紹介さしていただきますと、月曜日は合議室の事前検討ということで、月曜日から八件ぐらゐ検討して、その次の日の火曜日はいづゆる合議になつておまして、採決をするための合議を皆さんでおやりになります。それから、水曜日は審理事案の事前検討、いよいよ審理を始めるときに、どういふ内容の事件であるかということにつきまして、書類その他によつて検討を加えるのですが、それを水曜日にやりになつておまして、これも大体六件から八件ぐらゐでございます。木曜日は、申し立て人、あるいは処分をいた

しました行政官庁その他の利害関係者、あるいは参与の方の御参加等を得まして審理を行なっております。金曜日は、審理期日に事務局職員が作成した調査書を閲覧する日です。事務局の職員が書記役として作成したその調査書がどういふように作成されているかというこの調査書の閲覧、あるいは事件が解決したあとでどういふように処理をされているか、こういうような事後の検討、大体こういうような日程で現在委員の方がそれぞれ御精勵をいたしております。

○藤田藤太郎君 そういたしますと、この委員の方々は、いま非常にそのまわっているやつではあるんですが、一日の勤務は、一般公務員と同じように出勤をして、そして月曜日から土曜日まで出勤してそれと取り組んでやる。現地視察その他の問題もあるわけだと思えますが、そういう現地に出るのに事件を把握するための費用やその他の問題については、労働省はどういう費用を使っておられるわけですか。

○政府委員(和田勝美君) 三十九年度予算で例をとって申し上げますと、総額で二百四十二万三千円の予算を計上いたしております。中身は、参与手当が十八万、諸謝金二万、職員が出勤した職員旅費として四十万九千、それから保険審査のための旅費が二十九万九千、参与の方が現地視察等出ていたいただきますための旅費が二十五万七千、証人を呼びます旅費が八万六千円、それから片費といしまして、所要の紙、電話料、通信その他のものが全部入ります。百十七万二千円、こういうふうな内訳になっております。現在の

ところでは、予算上不足をするので審査に特に差しつかえがあるというふうなことは私ども聞いておりません。

○藤田藤太郎君 参与という役割のほうが大いように私にみえるわけですが、参与というのはいくつことですか。

○政府委員(和田勝美君) 審査会法の三十六条に、関係労働者及び関係事業主を代表する者の指名というのがあります。法律的には正式に参与という名前を使っておりますが、この方は俗称まあ参与ということでお願いをいたしております。これは審理に立ち会いを願ったり、それから書類を閲覧をされたりいたしまして、意見を審査会の方に提出したいというお考えのほうに出しをいたしたく、これが主たる任務でございます。

○藤田藤太郎君 わかりました。そこで、委員の旅費が二十九万というふうなことになりました。たとえば偶数、奇数で委員が派遣される、一年のうち二回、三回行けば、まあ二回は言いませんけれども、二十九万じゃ、もうせいぜい少ない回数だけしか出張ということになりませんか、これは。そこらあたりの問題は、何も予算をたくさん組んでどうやれというのを言うわけじゃない、出張する必要があるけれども、予算のワケによつて問題や案件をしつかり把握することができないように予算で縛るようなことがあつては、私はこの活動が十分に効果を生まないと思うので、この二十九万九千円というものが適切であるかどうかはよくわからぬけれども、しかし、全国的な一切

の問題を、参与の数等もありますけれども、これだけじゃどうもものさしを当ててみても足りないような感じがしますが、どうなんですかね。機械的にこのワケで押えているということなんですか、これは。

○政府委員(和田勝美君) 現在の現実の活動をされておりますのは、お一人大体一年四回ぐらい御出張になつております。それで、大体一回に事件を取りまとめたら一回になりますので、六、七件ぐらい一回の出張で実地調査をされる、こういうことでございます。から、全事業の一割二割ぐらいについては、委員が一人について二十八件くらいになるわけでございますから、延べでいいますと、もっと多い数現地調査をなさつておるといふことでございます。大体一回は一週間程度御出張になつておるようでございます。

○藤田藤太郎君 これは私は、どうもあなたがそうおっしゃつても、二十九万円というところじゃ、どうも納得がいきにくいわけだけども、あまり議論をしますまい。そこで、私の耳に入る案件がございまして。昭和三十七年当時の問題がまだ漏れておつて解決つかぬから、何とか調べてもらいたいというふうなことが私の耳に入るほど問題がずつと延びておる案件が多いと思ふのです。だから、私は、やはり実情なんというものは、現地にいて実際に解決ができていない、東京で処理をできない、はいというふうなことで問題が延びておるといふことが私はあると思うのです。私はそういう意味でちよつと希望条件を申し上げておるのだけれども、一日も早く問題を処理す

るためには、そんな機械的に一週間行かれることになりましようぐらいのことではなしに、また必要がなければ予算が少なくてもよいかもしれません。必要があれば、そういう長い案件を処理するためには、もっと予算がたぐさん要るかもしれません。そういう点は、その独立して権能を行なう法律を持ちながら、遠いところから、雲の上からさわつておるようなかつこうじゃ、私は問題の解決ができないと思う。そういう点はひとつ十分に自主的な活動のできるような処置を講じてもらいたい。何らかの方法が私はあると思う。きょうはこれ以上申し上げませんが、そういうかつこうで一日も早く迅速に処理ができる、拙速をとうとぶという意味じゃございませぬけれども、しかし、そういう意味のことを十分労働省で腹に入れていただいて、問題の処理に独立して権限が行使できるように取り組んでもらいたいというこゝとを、私は希望条件で申し上げておきます。こまかい予算の問題ですから、それ以上申し上げません。

○委員長(鈴木強君) 他に御発言もなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○藤田藤太郎君 私は、本案に対して、衆議院送付原案含めて、賛成の立場から意見を少し申し上げたいと思うのですが、ただいまこの委員会が審査

の運営、それから独立性の問題、たとえば独立して権限を行なう審査会でございますから、名実ともにその手足となつて働く事務機構といひますか、そういうものが出てなければ私は問題を残すのではないかと。だから、その早急な是正をお願いしたい。そのものの考え方について質疑をいたしましたところが、大臣も、その前提については賛成である、しかし、いろいろと他の関係において検討しなければいかんので、早急にこの問題の処理と取り組みたいという御発言がございました。私は、その大臣の御意見をうたいたしまして、そして一日も早くこの本来の独立性のもとに審査会が運営されることをいねがうものでございませぬ。私はその点だけを特に労働大臣にこの際申し上げておいて、そしてこの案件がほんとうに名実ともに審査会として独立して運営ができて、国民の生活、労働者の生活に寄与するように進めてもらいたいというこの意見を申し上げて、賛成の討論といたします。

○委員長(鈴木強君) 他に御意見もないうでありますが、討論は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(鈴木強君) 御異議ないと認めます。

○藤田藤太郎君 私は、本案に対して、衆議院送付原案含めて、賛成の立場から意見を少し申し上げたいと思うのですが、ただいまこの委員会が審査

の運営、それから独立性の問題、たとえば独立して権限を行なう審査会でございますから、名実ともにその手足となつて働く事務機構といひますか、そういうものが出てなければ私は問題を残すのではないかと。だから、その早急な是正をお願いしたい。そのものの考え方について質疑をいたしましたところが、大臣も、その前提については賛成である、しかし、いろいろと他の関係において検討しなければいかんので、早急にこの問題の処理と取り組みたいという御発言がございました。私は、その大臣の御意見をうたいたしまして、そして一日も早くこの本来の独立性のもとに審査会が運営されることをいねがうものでございませぬ。私はその点だけを特に労働大臣にこの際申し上げておいて、そしてこの案件がほんとうに名実ともに審査会として独立して運営ができて、国民の生活、労働者の生活に寄与するように進めてもらいたいというこの意見を申し上げて、賛成の討論といたします。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長（鈴木強君）御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

質疑の通告がありますので、これを許します。杉山善太郎君。

○杉山善太郎 労働大臣にお伺いいたしますが、ことしの春闘にちなんんいいて、主として港湾労働問題に焦点をしょうぼって若干お尋ねをしたいと思ひます。申し上げるまでもないことでありますが、ことしの春闘は、言うならば、大幅上げ、最賃制、時間短縮、生命

尊重、安全確保、社会保障の充実等が要求の柱であります。とりわけことしの春闘で最も苛烈で深刻な闘争は、四月の中旬ないしは下旬を目途に展開されるであろうところの交通運輸共闘会議の陸海空に及ぶ立体的なストライキであろうと、かように判断いたしております。そこで、この交通運輸共闘会議の一翼であり、むしろ主軸であるところの港湾共闘会議は、過ぐる三月五日付で、日本のすべての港で働く港湾労働者及びこれに関連する官民の労働者およそ二十万を代表して、これらの労働者が当面する緊急な問題について、すなわち、賃金の引き上げの問題、それから港湾労働者の雇用の安定に関する措置について、それから労働安全の確保について、さらに四番目と

に対して、本件に関しては、関係各省に對して、かなり具體的な親切な回答なりをお願いしたい、こういうことを要請している事実があるのでございますが、これに對して、これらの要求事項として、ある面は運輸省に關係があり、ある面はやはり労働省に關係を持つ問題だと、かように理解をしておるわけであります。したがって、比重からいえば労働省の所管の比重がやはり多いと、こういうふうに考えますので、ひとつ労働大臣からこの間の見解、所見をお願いしたい、かように考えます。

○國務大臣(大橋武夫君) 港灣中央共
開會議の要求書は、労働省もこれを承
知をいたしております。で、この統一
要求事項の内容中には、労働省の所管
に關係ある問題といたしましては、第
一は、「雇用の安定に關する措置につ
いて」、これは要求書の第二項になっ
ております。それから、次は、「労働
安定の確保について」、これは要求書
の第三項でございます。それから要求
書の第四項、「福祉施設の整備につい
て」、この三点が特に労働省の所管事
項に關係のある事柄でございます。

まず、港灣労働者の雇用安定に關す
る問題でございますが、港灣労働者
の雇用安定に關しましては、三月三日
に、港灣労働等対策審議会におきまし
て、これが対策について答申が行なわ

労働安全の問題でございしますが、労働災害の防止につきましては、人命尊重という基本理念に基づきまして、関係行政体制の整備充実をはかりますとともに、特に港湾荷役業につきましては、他の業種に比べてまして災害の発生率がきわめて高いのでございますから、重点的に監督指導を実施し、また労使の自主的な安全活動の促進をはかりまして、労働災害の防止に万全を期したいと思っております。

なお、今国会に提案をいたしてあります労働災害の防止に関する法律案におきましては、この法律による特別の指定業種といたしまして港湾荷役業を指定し、積極的に安全活動の推進をはかりたいと思っております。

福祉施設の整備につきましては、かねてから港湾労働者用住宅、福祉厚生施設につきまして、関係機関と密接な連繫のもとにその整備を進めてまいっておるのでございますが、今後の港湾の充実発展ということを考えますと、いまだその成果は微々たるものとございしますから、今後はその整備充実に一そう配慮いたすようにいたしますと思っております。なお、港湾福利厚生協会の運営につきましては、労働者の意見が十分反映されるように行政指導をいたしておるのでございます。要するに、統一要求書において要求されておられます事項のうち、第二項

○杉山善太郎君 もう一点この際お聞きしておきますが、確かにこの港灣共闘会議の統一要求という形で、形式上はどうあっても、出されたのは、具体的に去る三月の五日付であります。さらに三月の三日には港灣労働等対策審議会の答申が出ておる。言うならば、この港灣労働対策審議会の答申を踏んまえて、しかしやはり政府はひとつ誠実を込めてこの答申に一日も早くこた

えてもらいたい、そういう願望が、タ
イミングの点で、時たままたま審問の中
でこれが要求書の形になっておる。そ
ういうことと比較対照いたしましたて、
たとえればこの港湾労働の雇用の安定
に關する処置についても、決してなま
の姿で答申がわが意を得た答申だと、
だからこれをひとつはね上がったよう
な気持ちでこれをどうこうするといふ
ような形ではなくて、むしろ闘争は手
段であつて、問題は、このことが諸外
國に非常な立ちおくれ、そういう客觀
的の事実の上に立つて、主体的な条件
にについては、やはり調査であるとか、
そういう段階は、そして予算的な措置
というものは、過去の国会の論議にお
いても、そういう過程においては、拙
速的にもはや調査とか予算云々といふ
問題は出ておるはずだといつたような
形から、かなり経緯深慮遠謀をめぐら
しながら、さらに具体的にはILOの
運輸委員會の港湾労働者の雇用恒常化
に關する決議を基本にして法の制定を

要求するといったような、考え方によつては意地も悪くあるけれども、かなり深刻だと、そういうふうに、決して物取りのな、物理的な要求だけではなくて、そういうふうにならば御理解をいただいたて、ことに私は、この種の形式は、実際問題として、常にいなかかりにおりましたもので、よく存じませんけれども、やはりかりそめにも去る六日の日に官房長官に、この答申の性格上、政府ということを対象としてつまずり出てるわけでありますから、港湾の代表者がこれを手交しておるわけでありますけれども、しかし、これが答申が出て、それを踏まえて、そして要求の形にあらわれてきておる。それがやはり結果的に見て、現象面では、のれんに腕押しのようなかつこうになつてしまつて、それがアブハチとらずになるといふ杞憂を私は私なりに感じましたので、きょう若干の質問をしながら、やはりこの受けとめ方に對する——いま大臣は、二項と三項と四項は、これは労働省所管に属するものと判斷するとして、そういう考え方の表示がありまするが、しかし、この前段の賃上げの問題についてもよく御理解をいただきたいと思うのであります。時たままた、たとえばこれは若干話が横すべりいたしますけれども、自由労連のベクー書記長が来ておられて、昨日労働大臣はお会いになつておると思うのでありますけれども、この賃金問題について、やはり労働大臣とベクー書記長との間にいろいろなお話があったやにお新聞面どうかおありますけれども、それはそれといたしまして、この港湾労働の共闘會議

していただきたいと思ひまするのは、確かに港灣労働の雇主は、すべて民間企業に属しておりますが、賃金問題は、これはやはり企業主、言うならば使用者と労働者との間でこれは対等の原則に立って話し合うという通念であるけれども、事、港灣の賃金問題については、やはりこの賃金なり賃金の原資であるところの港灣運送業の運賃であるとか料金であるとかいうことが問題になるのだ。したがって、港灣運送事業法の手続によって定められて、認可料金というものがあつた、こういうような形でデリケートな、不可分な関係を持つておるのだ。だから、これをずつと掘り下げていくならば、その所管がどこであるうとも、現象面でもとらえた、しかも、生活に直結する賃金問題は、それは運輸省でやりこの答申の第二項にあるところの港灣の運送事業についていろいろと集約なり合理化することが必然になつてまいりますけれども、労働者の要求する経済要求の立場からいけば、やはり賃金、そして賃金の原資ということになるわけでありまして、そういう点についても、ひとつここまでするまいとすると、先ほど申し上げましたとおり、大体交通運輸共闘会議が、まあかりにこれは新聞は陸海空の立体的ストライキだといつておりますけれども、海の部面の中核は、やはり九十五の港灣にいろいろと苦勞をしておる港灣労働者がこの問題に対してやはり非常な関心を持つておるといふのでありますから、十分やはり官房長官に対してこの統一要求書を手交するときにどうか関係各省を通して、でき得る限り可能な、具体的な誠意のこもつた回答を要求しておるのでありますから、そういう点を踏まえて、十分ひとつ善処してもらいたいということをお願いしてその問題の中身に入つて私がここで云々すべき性質のものではなからうかと、かように判断をいたしておりますので、私の質問は、今日の段階ではこれで終わつておきますが、しかし、この間の事情について、もう一回労働大臣から所信をお聞かせいただきたい、かように思ひます。

○国務大臣(大橋武夫君) 御承知のとおり、港灣荷役は、産業の成長に伴ひまして、取り扱ひ量が非常に膨大になつてきておるのでございます。しかも、これを処理するにあたりまして、いまだ合理化が必ずしも十分に進んでおりませんので、労働力の需要も非常に大きくなつてきております。ところが、御承知のような国内の労働需給関係でございまして、この労働力の不足をいかに補充するかという点になりますと、労働省といたしまして、非常に至難な事業であるといふことを痛感いたしておるわけでございまして、これを将来にわたつて打開いたしてまいりますには、何と申しましたも労働条件の改善をはかつて、そして港灣荷役の労働というものが、労働者として生活を託し、また、家庭を営み、将来に善良な市民としての十分な生活を享受し得るという希望のある職場に仕立てていくことがこの問題の根本的な解決策であると、かように考えておるわけでございます。かような意味におきまして、労働省といたしましては、港灣荷役の問題について、昨年以來、非常に力を入れて

各般の点について検討を加えておつたのでございまして、幸いに、先般、港灣労働等対策審議会において適切な御答申をいただきましたので、これをすみやかに実現いたしたい。労働省だけの希望といたしましては、少なくとも来年の通常国会あたりには法案を御審議いただくように全速力で進んでいきたい、かように考えておる次第でございます。しかし、これが実現にあたりましては、関係各省と十分な打ち合わせをいたす必要もございまして、たゞいま事務局相互の間におきまして、具体的な点についていろいろ打ち合わせをいたしておるような次第でございます。

○委員長(鈴木強君) 他に御発言もなければ、本件に関する質疑は、本日のところの程度にとどめておきます。これにて散会いたします。

午後零時十七分散会